

けいぞい論考

政府税制調査会専門家委員会の報告書が公表された。税制の抜本改革を進めるうえでの課題として、税収力と所得再分配機能の回復などを挙げ、個人所得課税、法人課税、消費税、資産課税等の税制全般にわたる抜本的な改革を行う必要があるとしている。

財政問題の深刻さを考える
と見直しの方向は賛同できる。また、格差・貧困問題が大きな社会問題となる中で、累次の減税等により低下してきた所得税の再分配機能の強化が必要なことも同感である。

森信茂樹・中央大法科大学院教授



所得税 最高税率上げ慎重に

小する（課税ベースを拡大することにより高所得者の負担を高め、以下）の理由から、現在50%となっている個人所得課税（所得税40%と住民税10%の合計）の最高税率引き上げは慎重にすべきであると考えている。

第一に、先進国としての哲
引き上げが行われているが、国・地方合計で50%を超えるものではない。

第二に、グローバル経済の下での税率引き上げは、海外へ資金を移動しようという誘因が強くなる。富裕層の海外への資金移動が加速すれば、所得捕捉の困難性は増し、日本の税源の減少をもたらす。

この結果、期待された税収もあがらないことになる。そこで、このような問題を避けつつ再分配機能を高めるためには、民主党が2010年度税制改正大綱で示している、「所得控除を整理・縮小し、税額控除や給付を組み合わせる」という方法をとればよい。

学の問題である。わが国の所得課税の最高税率は、1999年にそれまでの65%から50%へと引き下げられ、国と個人の取り分がイーブン（5公5民）になった。勤労の成果である所得に対して、国が半分以上とすることは好ましくないという哲学に基づき改正であった。ドイツや英国で最高税率の

第三に、合法的節税商品による租税回避行為を加速させる懸念がある。例えば、ワンルームマンションへの投資は、減価償却と利子控除が組み合わさっており節税効果が大きい。お金持ちがそんな手法で税負担を減らせば、最高税率引き上げは、所得の高い人はより多く負担するという垂直的公平性に反することに

女性の労働に不利な配偶者所得控除の手直しや、給与所得控除に上限を設けるという形で所得控除を縮小し、同時に、低所得者層には税額控除や給付を組み合わせれば、高所得者層の税負担が増加する一方、低所得者層の負担は軽減され、所得再分配機能が高まる。ここ十数年、欧米諸国はこの給付付き税額控除を活用

することで、貧困問題に対応してきた。わが国の格差の拡大は、高所得者の所得が増えたというより、低所得者の所得が下落して生じたことを考えれば、貧困に悩む層に焦点をあてて所得再分配を手厚くすることが効率的だ。

◇ ◇

中央大法科大学院教授、東京財団上席研究員。元財務省財務総合政策研究所長。60歳。